

○環境省訓令第 号

環境省行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 月 日

環境大臣 石原 宏高

環境省行政文書管理規則の一部を改正する訓令

環境省行政文書管理規則（平成 2 3 年環境省訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

附 則

- 1 この訓令は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

改 正 案	現 行
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定 義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この規則において「文書管理システム」とは、<u>文書管理業務の業務・システム最適化計画</u>（平成19年4月13日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき整備された政府全体で利用可能な<u>文書管理システム</u>をいう。</p> <p>第2章 管理体制</p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p>(主任文書管理者)</p> <p>第5条 部局等（大臣官房秘書課、総務課及び会計課、部局（環境省組織令（平成12年政令第256号）第2条第1項に規定する局及び同条第2項に規定する環境保健部並びに環境省の内部組織に関する訓令（平成13年環境省訓令第1号）第2条第1項に規定する総合環境政策統括官グループ及び同訓令第3条第1項に規定する地域脱炭素推進審議官グループをいう。）、施設等機関並びに<u>地方環境局</u>をいう。以下同じ。）に、それぞれ主任文書管理者を1名置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第6条～第8条 (略)</p> <p>第10章 秘密文書等の管理</p> <p>(特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 職員は、重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和7年1月31日閣議決定）及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた<u>環境省重要経済安保情報保護規程</u>（令和7年環境省訓令第13号）に基づき管理するものとする。</p> <p>第29条 (略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定 義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この規則において「文書管理システム」とは、<u>総務省が文書管理業務の業務・システム最適化計画</u>（平成19年4月13日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき整備した政府全体で利用可能な<u>一元的な文書管理システム</u>をいう。</p> <p>第2章 管理体制</p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p>(主任文書管理者)</p> <p>第5条 部局等（大臣官房秘書課、総務課及び会計課、部局（環境省組織令（平成12年政令第256号）第2条第1項に規定する局及び同条第2項に規定する環境保健部並びに環境省の内部組織に関する訓令（平成13年環境省訓令第1号）第2条第1項に規定する総合環境政策統括官グループ及び同訓令第3条第1項に規定する地域脱炭素推進審議官グループをいう。）、施設等機関並びに<u>地方環境事務所</u>をいう。以下同じ。）に、それぞれ主任文書管理者を1名置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第6条～第8条 (略)</p> <p>第10章 秘密文書等の管理</p> <p>(特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書の管理)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 職員は、重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和7年1月31日閣議決定）及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた<u>環境省における重要経済安保情報を適切に保護するための措置の実施に関する規程</u>に基づき管理するものとする。</p> <p>第29条 (略)</p>